

兵庫県公報

令和8年1月16日 金曜日 第685号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課） 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止、変更、及び休止の届出（同） 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同） 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び休止の届出（同） 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の辞退の届出（同） 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同） 4
- 管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課） 4
- 管理美容師資格認定講習会の指定（同） 5
- 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課） 6
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課） 6
- 空家等活用促進特別区域の指定の変更案の縦覧（住宅政策課） 7
- 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧（同） 7
- 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課） 7

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課） 9
- 大規模小売店舗の変更に関する届出（同） 10
- 同 上（同） 11

病院局公告

- 入札公告 12

教育委員会規則

- 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 15

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第1号）

兵庫県立かこがわ清流特別支援学校の新設及び兵庫県立こばと聴覚特別支援学校の廃止に伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和8年1月16日

兵庫県知事 斎藤元彦

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
オレンジ薬局 芦屋店	芦屋市大原町5-21阪下ビル1階	令和7年11月1日
コスモス薬局	相生市栄町4-21	同 年12月1日
大西医院	加古川市新神野5-5-5	同 年11月1日
クレール訪問看護ステーション	高砂市阿弥陀町北池52-16	同 年7月1日
恵 訪問看護ステーション	川西市笹部2-15-3-204	同 年12月1日
にこ訪問看護ステーション	たつの市龍野町宮脇148-5 ピュアレジデンス宮脇A201	同 年10月17日
はりまなないろ歯科	加古郡播磨町北本荘1-12-15	同 年12月1日

~~~~~

## 兵庫県告示第18号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止、変更及び休止の届出があった。

令和8年1月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 廃止の届出があった指定医療機関

| 名 称       | 所在地                  |
|-----------|----------------------|
| オレンジ薬局芦屋店 | 芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋102 |
| 中井歯科医院    | 伊丹市南野2-9-11          |
| 大西医院      | 加古川市新神野5-5-6         |
| 森田医院      | 同 市西神吉町岸152-9        |

## 2 名称等の変更の届出があった指定医療機関

| 名 称               | 所在地          | 変更内容  |
|-------------------|--------------|-------|
| 医療法人社団友愛会 稲美しんわ病院 | 加古郡稻美町北山1264 | 開設者名称 |

## 3 休止の届出があった指定医療機関

| 名 称            | 所在地                           |
|----------------|-------------------------------|
| 杉口整形外科         | 赤穂市加里屋中洲5-15-1                |
| あいりい訪問看護ステーション | たつの市龍野町富永987-2 クリエーションタツノⅢ202 |

~~~~~

兵庫県告示第19号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和8年1月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
医療法人なないろ歯科・こども矯正 歯科クリニック兵庫・芦屋医院	芦屋市打出小槌町10—6 MAIN STAGE Ashiya One-B lock 1・2階

~~~~~

**兵庫県告示第20号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び休止の届出があった。

令和8年1月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名 称              | 所在地                                  | 開設者                | 開設者所在地                 | 変更内容            |
|------------------|--------------------------------------|--------------------|------------------------|-----------------|
| ケアステーション<br>ゆずりは | 伊丹市南本町1—2<br>—6                      | 株式会社ゆずりは           | 伊丹市岩屋1—8—43            | 所在地             |
| 訪問看護ステーションそらまめ   | 加古川市尾上町安田<br>769—1—102               | 株式会社Teku Teku      | 加古川市尾上町安田769<br>—1—102 | 同 上             |
| アスケア訪問入浴<br>たつの  | たつの市揖保川町黍<br>田50—12                  | 株式会社A S C a<br>r e | 静岡県静岡市葵区本通<br>10—8—1   | 事業所名称・<br>開設者名称 |
| アスケア訪問入浴<br>川西   | 川西市栄根2—6—<br>7SKビル・ルミネック<br>ス川西1階C号室 | 同 上                | 同 上                    | 同 上             |

## 2 休止の届出があった指定介護機関

| 名 称                | 所在地                              | 開設者          | 開設者所在地        |
|--------------------|----------------------------------|--------------|---------------|
| あいりい訪問看<br>護ステーション | たつの市龍野町富永987—2<br>クリエーションタツノⅢ202 | 特定非営利活動法人朔の会 | たつの市揖西町構266—1 |

~~~~~

兵庫県告示第21号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から辞退の届出があった。

令和8年1月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

辞退の届出があつた指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
医療法人なないろ歯科・こども矯正歯科クリニック兵庫・芦屋医院	芦屋市打出小槌町10-6 M A I N S T A G E A s h i y a O n e-B 1 o c k 1・2階	医療法人なないろ歯科・こども矯正歯科クリニック	芦屋市打出小槌町10-6 M A I N S T A G E A s h i y a O n e-B 1 o c k 1・2階

~~~~~

**兵庫県告示第22号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和8年1月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定施術機関

| 施術者の氏名 | 所在地                 | 指定年月日      |
|--------|---------------------|------------|
| 足立 翔   | 加古川市別府町新野辺北町8-129-4 | 令和7年10月20日 |

~~~~~

兵庫県告示第23号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和8年1月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 主催者の名称及び住所

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠 藤 弘 良
住 所 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8階）

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
所在地 大阪市中央区谷町1-3-1-401

3 講習日程

日程	第1回	第2回
第1日	令和8年8月24日（月）	令和8年9月14日（月）
第2日	令和8年8月31日（月）	令和8年9月28日（月）
第3日	令和8年9月7日（月）	令和8年10月5日（月）

4 講習会場の名称・所在地等

名 称 兵庫県農業共済会館
所在地 神戸市中央区下山手通4丁目15-3
電 話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4 時間
理容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第1回	第2回
10名	10名

7 受講料

1人 20,000円

8 受講資格

理容師の免許を受けた後 3年以上理容の業務に従事した者

9 受講についての問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町1—3—1—401

電話 (06) 6942—6453

~~~~~

## 兵庫県告示第24号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和8年1月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 主催者の名称及び住所

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠 藤 弘 良

住 所 東京都渋谷区笹塚2—1—6 JMFビル笹塚01（8階）

## 2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地

名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

所在地 大阪市中央区谷町1—3—1—401

## 3 講習日程

| 日程  | 第1回          | 第2回          |
|-----|--------------|--------------|
| 第1日 | 令和8年8月24日（月） | 令和8年9月14日（月） |
| 第2日 | 令和8年8月31日（月） | 令和8年9月28日（月） |
| 第3日 | 令和8年9月7日（月）  | 令和8年10月5日（月） |

## 4 講習会場の名称・所在地等

名 称 兵庫県農業共済会館

所在地 神戸市中央区下山手通4丁目15—3

電 話 (078) 332—7165

## 5 講習科目及び講習時間

| 講習科目     | 講習時間 |
|----------|------|
| 公衆衛生     | 4時間  |
| 美容所の衛生管理 | 14時間 |

## 6 講習予定人員

| 第1回 | 第2回 |
|-----|-----|
| 90名 | 90名 |

## 7 受講料

1人 20,000円

## 8 受講資格

美容師の免許を受けた後 3年以上美容の業務に従事した者

## 9 受講についての問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町1—3—1—401

電話 (06) 6942—6453

~~~~~

兵庫県告示第25号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があつたものと認めた。

令和8年1月16日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
佐野区域	総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業	令和7年12月23日
佐野区域	総トン数20トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業	令和7年12月23日
淡路島岩屋区域	総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業	令和7年12月23日
森区域	総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	令和7年12月23日

~~~~~

## 兵庫県告示第26号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年1月16日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

- 1 指定する区域  
伊丹市瑞原四丁目1番1の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

~~~~~

兵庫県告示第27号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第11条において準用する同条例第10条第2項の規定により、次の空家等活用促進特別区域の指定の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、この空家等活用促進特別区域内の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部住宅政策課に提出すること。

令和8年1月16日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

- 1 空家等活用促進特別区域の名称
加西市宇仁地区
- 2 空家等活用促進特別区域の指定の変更をする土地の区域
加西市鍛治屋町、油谷町、田谷町、国正町、小印南町及び青野町の全部
- 3 空家等活用促進特別区域の指定の変更案の縦覧場所
兵庫県まちづくり部住宅政策課及び加西市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和8年1月16日～同月30日

~~~~~

### 兵庫県告示第28号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第10条第2項の規定により、次の空家等活用促進特別区域の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、この空家等活用促進特別区域内の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部住宅政策課に提出すること。

令和8年1月16日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

- 1 空家等活用促進特別区域の名称  
太子町福地地区
- 2 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域  
揖保郡太子町福地字権現、字龍野道、字門前、字神若田、字北ノ口、字横坪、字福地、字井ノ口、字ダマ、字上土木、字西川原、字前田、字下土木、字宮ノ前、字中道、字光正寺、字福下河原、字三反長及び字沖代の全部並びに同福地字相坂及び同蓮常寺字石井の各一部
- 3 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧場所  
兵庫県まちづくり部住宅政策課及び太子町役場経済建設部まちづくり課
- 4 縦覧期間  
令和8年1月16日～同月30日

~~~~~

兵庫県告示第29号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和8年1月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 表株式会社三井住友銀行の項中

「	同 明石支店	明石市大明石町
	同 大久保支店	明石市大久保町大久保町字神楽田

を

「	同 明石支店	明石市大明石町
---	--------	---------

に改める。

2 表中有限会社神戸商業開発研究所の項及び株式会社新神戸ドライビングスクールの項を削る。

3 表株式会社みなど銀行の項中

「	同 兵庫支店	神戸市兵庫区水木通
	同 大橋支店	神戸市長田区松野通
	同 須磨ニュータウン支店	神戸市須磨区中落合

を

「	同 大橋支店	神戸市長田区松野通
---	--------	-----------

に改め、

「	同 西明石支店	明石市和坂
	同 土山支店	明石市魚住町清水字追越
	同 明石支店	明石市大明石町
	同 二見支店	明石市二見町東二見
	同 稲美支店	加古郡稻美町国岡

を

「	同 西明石支店	明石市和坂
	同 二見支店	明石市二見町東二見

に改め、

「	同 小野支店	小野市敷地町
	同 社支店	加東市社

を

「	同 小野支店	小野市敷地町
---	--------	--------

に改め、

「

同 野里支店
同 姫路支店

姫路市八代字町裏
姫路市白根町

」

を

「

同 野里支店

姫路市八代字町裏

」

に改め、

「

同 山崎支店
同 龍野支店

宍粟市山崎町鹿沢字東桜町
たつの市富永字小川原

」

を

「

同 山崎支店

宍粟市山崎町鹿沢字東桜町

」

に改める。

附 則

この告示は、令和8年1月26日から施行する。ただし、2については同年2月1日から、3については同年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年1月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ドラッグコスモス東浦店
所在地 淡路市浦字絵堂65番4ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山 英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山 英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年8月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,309平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
50台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
32平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 閉店時刻
午前9時 午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
出入口 1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和7年12月22日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課

- (2) 縦覧期間
令和8年1月16日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

令和8年5月18日

- (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年1月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 グンゼタウンセンターワン

所在地 尼崎市塚口本町四丁目320-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

グンゼ開発株式会社 尼崎市塚口本町四丁目8番1号 熊 田 誠

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 変更前

|              |                   |         |
|--------------|-------------------|---------|
| 名称           | 住所                | 代表者の氏名  |
| 株式会社アダストリア   | 茨城県水戸市泉町三丁目 1番27号 | 福 田 三千男 |
| 株式会社ジーユー     | 山口市佐山10717番地 1    | 柚 木 治   |
| 株式会社レストランバンク | 尼崎市塚口本町三丁目13番38号  | 林 秀 光   |

外73者

## (2) 変更後

|              |                   |         |
|--------------|-------------------|---------|
| 名称           | 住所                | 代表者の氏名  |
| 株式会社アダストリア   | 東京都渋谷区渋谷二丁目21番 1号 | 北 村 嘉 輝 |
| 株式会社ジーユー     | 山口市佐山10717番地 1    | 黒 瀬 友 和 |
| 株式会社レストランバンク | 尼崎市塚口町一丁目12番17号   | 林 秀 光   |

外70者

## 4 変更年月日

令和 7 年12月 9 日ほか

## 5 届出年月日

令和 7 年12月24日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

## (2) 縦覧期間

令和 8 年 1 月 16 日から 4 月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和 8 年 5 月 18 日

## (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和 8 年 1 月 16 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ライフ武庫川店

所在地 尼崎市武庫川町 2-53

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原二丁目 2 番22号	岩 崎 高 治

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	東京都中央区日本橋本町二丁目 6 番 3 号	清 水 信 次

イ 変更後

名称

株式会社ライフコーポレーション

住所

大阪市淀川区西宮原二丁目2番
22番

代表者の氏名

岩崎高治

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

株式会社ライフコーポレーション

住所

東京都中央区日本橋本町二丁目
6番3号

代表者の氏名

清水信次

イ 変更後

名称

株式会社ライフコーポレーション

住所

大阪市淀川区西宮原二丁目2番
22番

代表者の氏名

岩崎高治

4 変更年月日

令和5年5月27日ほか

5 届出年月日

令和7年12月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年1月16日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年5月18日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年1月16日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立こども病院長 飯島一誠

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

県立こども病院感染性・非感染性廃棄物収集運搬・処理業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日(水)から令和11年3月31日(土)まで

(4) 履行場所

県立こども病院 神戸市中央区港島南町1-6-7

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった年間契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 上記(1)の名簿に「産業廃棄物処理」を希望業種として登録されている者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4に規定する特別管理産業廃棄物（感染性）収集運搬業許可（当院所在地及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可）及び特別管理産業廃棄物（感染性）処分業許可を有し、管理体制の整った者であること。
なお、いずれか一方の許可しか受けていないものは、他方の許可を受けている者と業務連携を行っていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 過去5年以内に、日本国内にある一般許可病床290床以上の病院で、1年以上の本業務の業務実績がある者であること。
- (7) 入札説明書で定める仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-0047 神戸市中央区港島南町1-6-7
県立こども病院総務部経理課
電話（078）945-7300 内線24105
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間
令和8年1月16日（金）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和8年3月6日（金）午前10時00分 県立こども病院3階 総務部前会議室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年3月5日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月4日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、病院局会計規程（平成14年病院局管理規程第17号）第78条第1項第3号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、病院局会計規程（平成14年病院局管理規程第17号）第95条第1

項第3号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和8年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Iijima Kazumoto, Director of Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Collection, transportation, and disposal of infectious and non-infectious waste from Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital: 1 set

(3) Contract fulfillment period: From April 1, 2026 through March 31, 2029

(4) Location: Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 30, 2026

(6) Deadline for tender:

17:00 March 5, 2026 by mail

10:00 March 6, 2026 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

1-6-7 Minatojimamminami-machi, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-0047 Japan

TEL (078)945-7300 extension 24105

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月16日

兵庫県教育委員会

教育長 藤 原 俊 平

兵庫県教育委員会規則第1号

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、兵庫県立こばと聴覚特別支援学校」を削る。

別表第1兵庫県立こばと聴覚特別支援学校の項を削り、同表兵庫県立水上特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立かこがわ清流特別支援学校	本校	知的障害者
------------------	----	-------

別表第2兵庫県立水上特別支援学校の項の次に次のように加える。

兵庫県立かこがわ清流特別支援学校	本校	高等部	本科	普通科
------------------	----	-----	----	-----

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。